

## 通報相談処理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、ペタンクの活動（スポールブールを含む。以下同じ。）を行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でペタンクに親しむ機会を確保し、ペタンクの間における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

### (通報相談窓口)

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、本法人コンプライアンス委員会（顧問弁護士、女性理事を含む）に通報相談窓口を設置する。

### (通報相談窓口の利用方法)

- 第3条 通報相談窓口の利用方法は、電子メール、又は、書状（手紙）とする。
- 2 本法人は、通報相談窓口の連絡先をホームページに掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
  - 3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
  - 4 通報相談窓口を利用するものは、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
  - 5 通報相談窓口で対応する案件は実名通報とする。但し、通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。
  - 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

### (通報者)

第4条 通報相談窓口の利用者は、本法人に加盟する都道府県連盟等（以下加盟団体）の会員、本法人ならびに加盟団体の役職員及びその地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者とする。

### (通報対象事案)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、申し出時から2年以内の本法人の事業で、競技者等規程に違反する、又は役職員倫理規程及び利益相反ポリシーに違反する

可能性のある行為とする。但し、係争中のもの、及び個人の職務外の法令・本法人規則違反等行為並びに私怨、誹謗中傷など不平不満に関するものは除く。

- 2 通報相談窓口寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
- 3 通報相談窓口寄せられた全ての通報対象事項は、会長又は代表理事副会長、コンプライアンス委員会委員のみが把握する。

#### (事実調査)

第6条 通報相談窓口で受付けた案件の事実調査は、コンプライアンス委員会が行う。

- 2 コンプライアンス委員会は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を秘密として保持しなければならない。

#### (調査方法)

第7条 コンプライアンス委員会は事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

#### (コンプライアンス委員会の対応)

第8条 コンプライアンス委員会は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、会長又は代表理事副会長に報告する。会長又は代表理事副会長は、調査の結果不当行為が明らかになった場合、コンプライアンス委員会の意見に基づき、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。

- 2 本法人は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。
- 3 本法人は、事案の性質もしくは重要性に鑑み必要と認められる場合には、本法人が加盟する公益財団法人日本スポーツ協会に報告する。

#### (通報者の保護)

第9条 本法人は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本法人は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置をとるものとする。
- 3 本法人は、通報相談窓口利用者に対し不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者がいた場合は、本法人所定の規則に従って相当な処分を科す。

#### (守秘義務)

第10条 本法人及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口寄せられた内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

- 2 本法人は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本法人所定の規則に従って相当な処分を科す。

(再発防止)

第11条 本法人は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、令和4年（2022年）6月5日から施行する。